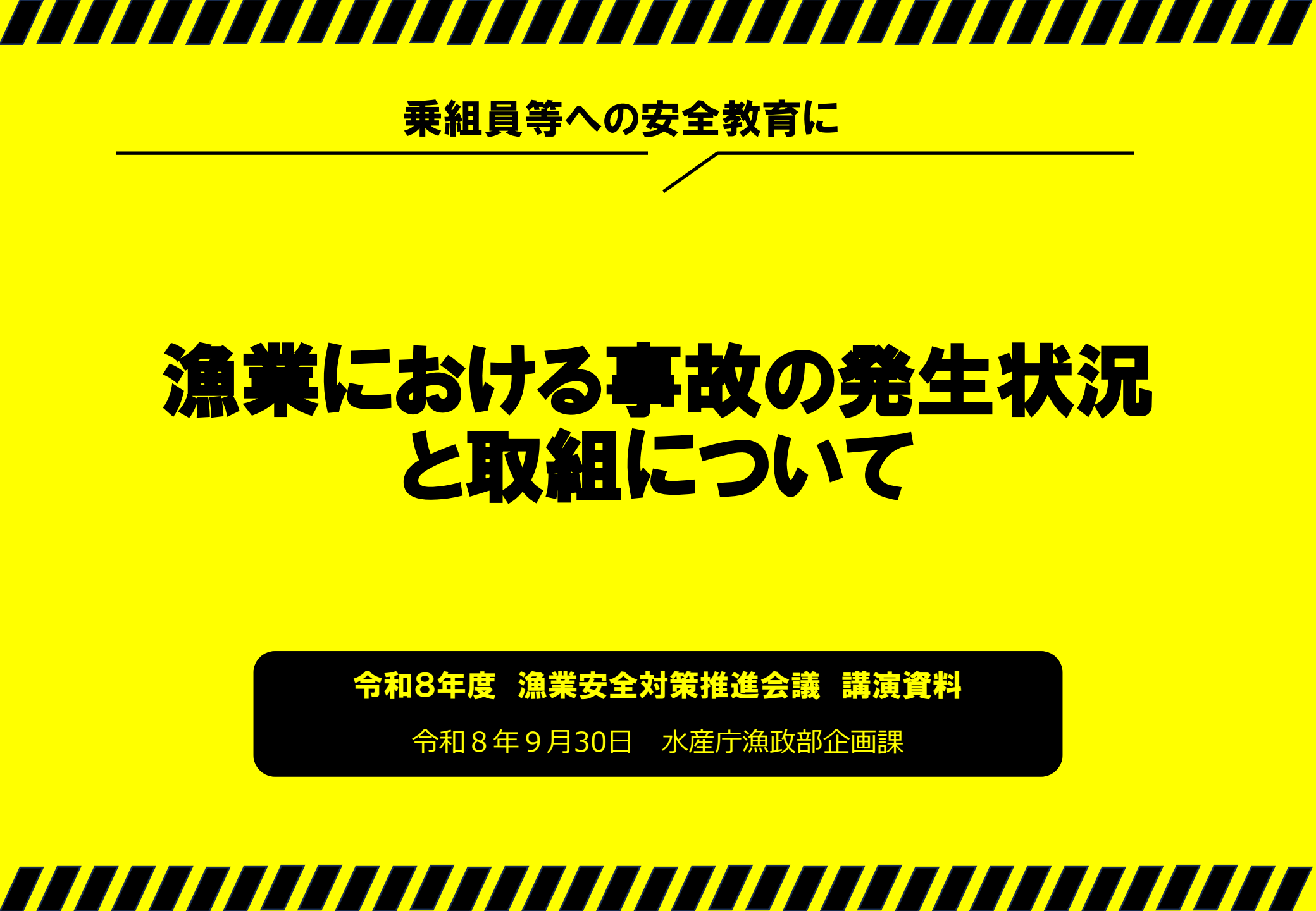




乗組員等への安全教育に

漁業における事故の発生状況 と取組について

令和8年度 漁業安全対策推進会議 講演資料

令和8年9月30日 水産庁漁政部企画課



はじめに

漁業は他の陸上の産業にくらべ、転倒などの労働災害や
海中転落などの重大な事故が発生しやすい

安全対策に係る情報は様々な機関で管理されており
(海上保安庁、国土交通省、厚生労働省 etc…)、
漁業の全体像の把握が容易ではない

この発表では、

- ① 漁業の海難事故・労働災害の発生状況について紹介
 - ② 安全対策推進のために水産庁で行う取組について紹介
- 



① 海難事故の観点から



海難事故の情報源

令和 7 年 海難の現況と対策

～大切な命を守るために～



『海難の現況と対策』
(海上保安庁)

海難の現況と対策について

出典の記載及び利用する際の注意点等は[こちら](#)をご覧ください。

- [令和7年 海難の現況と対策 \(PDF形式 17.0MB\)](#)
 - ： [船舶事故データ \(CSV形式 2.4MB\)](#) [人身事故データ \(CSV形式 1.9MB\)](#)
 - ： [csvカテゴリの変更について \(PDF形式 245KB\)](#)
- [令和6年 海難の現況と対策 \(PDF形式 39.6MB\)](#)
 - ： [船舶事故データ \(CSV形式 2.4MB\)](#) [人身事故データ \(CSV形式 1.9MB\)](#)
 - ： [修正のお知らせ \(PDF形式 132KB\)](#)
- [令和5年 海難の現況と対策 \(PDF形式 39.5MB\)](#)
 - ： [船舶事故データ \(CSV形式 2.5MB\)](#) [人身事故データ \(CSV形式 2.0MB\)](#)
- [令和4年 海難の現況と対策 \(PDF形式 24.6MB\)](#)
 - ： [船舶事故データ \(CSV形式 2.5MB\)](#) [人身事故データ \(CSV形式 2.0MB\)](#)
- [令和3年 海難の現況と対策 \(PDF形式 22.7MB\)](#)
 - ： [修正のお知らせ \(PDF形式 115KB\)](#)
- [令和2年 海難の現況と対策 \(PDF形式 15.6MB\)](#)

過去の「海難の現況と対策」は「海の安全情報」に掲載しています。

「海の安全情報」

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/info/marinesafety/jikojouhou>

[統計資料 | 海上保安庁](#)

海難事故の定義

1 海難定義

船舶事故	海上において船舶に次のいずれかに該当する事態が生じた場合をいう。 ● 衝突・乗揚・転覆・浸水・爆発・火災・行方不明 ● 機関、推進器、舵等の損傷又は故障その他運航不能等
人身事故	海上又は海中において次のいずれかに該当する事態が生じた場合をいう。 ● 船舶事故によらない乗船者の海中転落、負傷、病気、中毒等 ● 海浜等において発生した乗船者以外の者の負傷、溺水、帰還不能等 (マリンレジャーに伴う海浜事故とマリンレジャー以外の海浜事故に区分)

資料：海上保安庁「海難の現況と対策」より抜粋

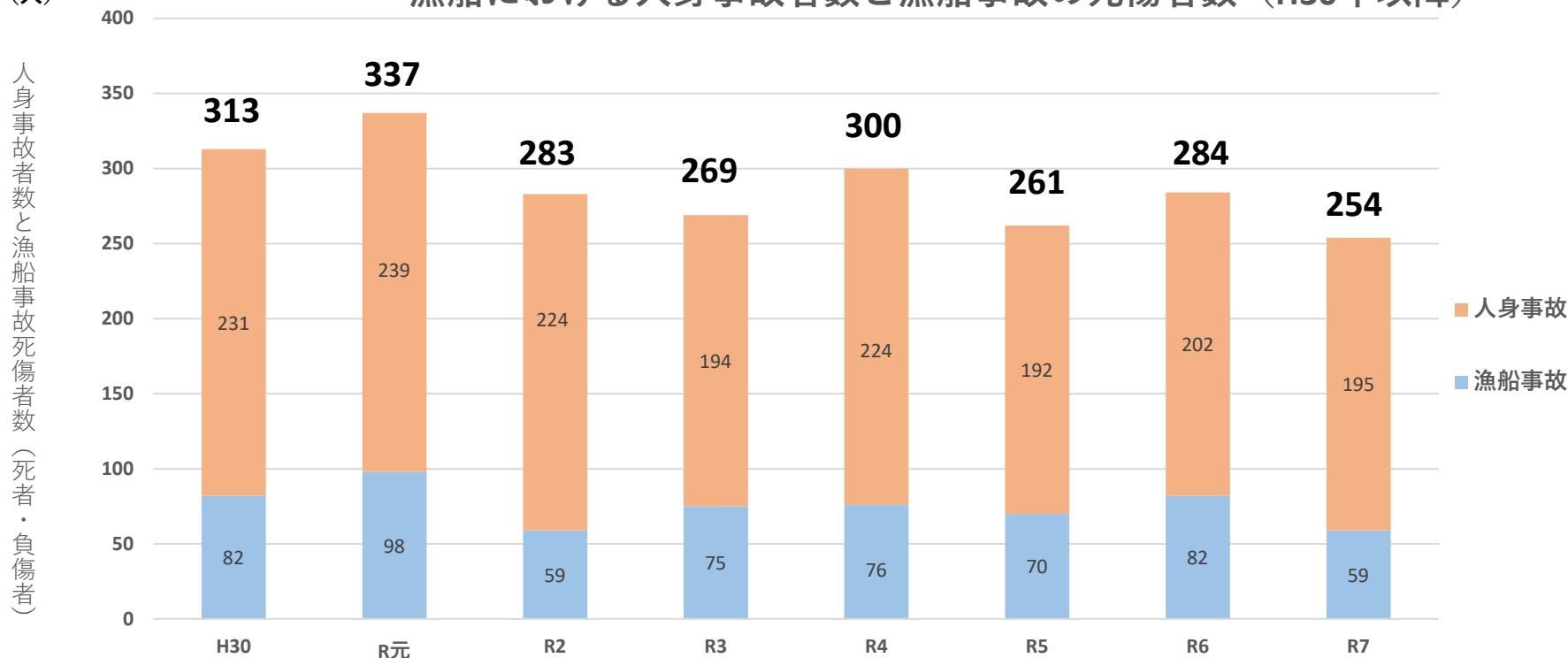
●船舶事故（ここでは漁船事故）：
衝突、乗揚げ、転覆、沈没、機関故障など、船舶そのものに発生した事故

●人身事故：
海中転落、作業中の負傷、行方不明など、乗船者に発生した事故

漁船における海難事故の発生状況

- ・ 人身事故の人数が多い
- ・ 令和 7 年の事故人数の合計は、例年より減少

(人) 漁船における人身事故者数と漁船事故の死傷者数（H30年以降）



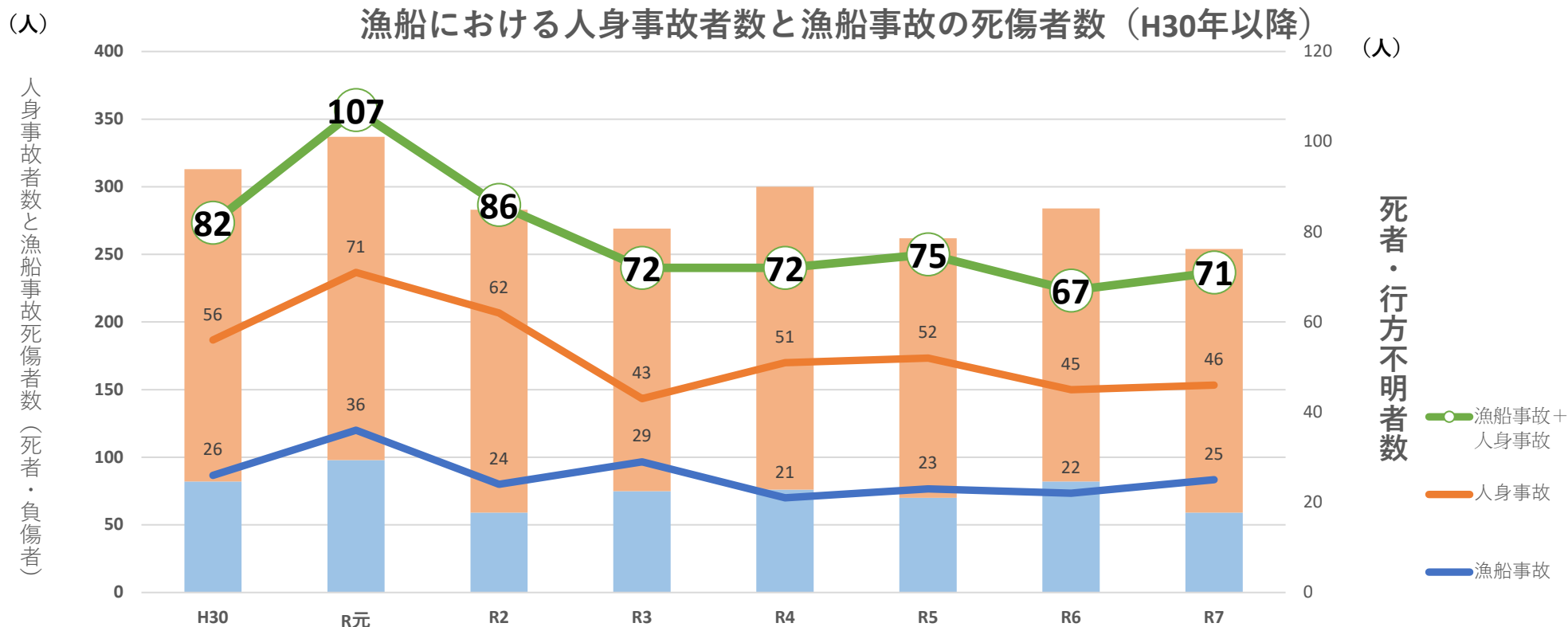
資料：海上保安庁「海難の現況と対策」を基に水産庁で作成

* 人身事故は、「船舶によらない乗船者の人身事故」のうち漁船で起きた事故件数（人数）を集計。事故内容が病気及び自殺であるものを含まない。行方不明者を含む。

* 船舶事故は、漁船で起きた死傷者（死者・負傷者）の人数を集計。行方不明者を含めない。

漁船における海難事故の発生状況

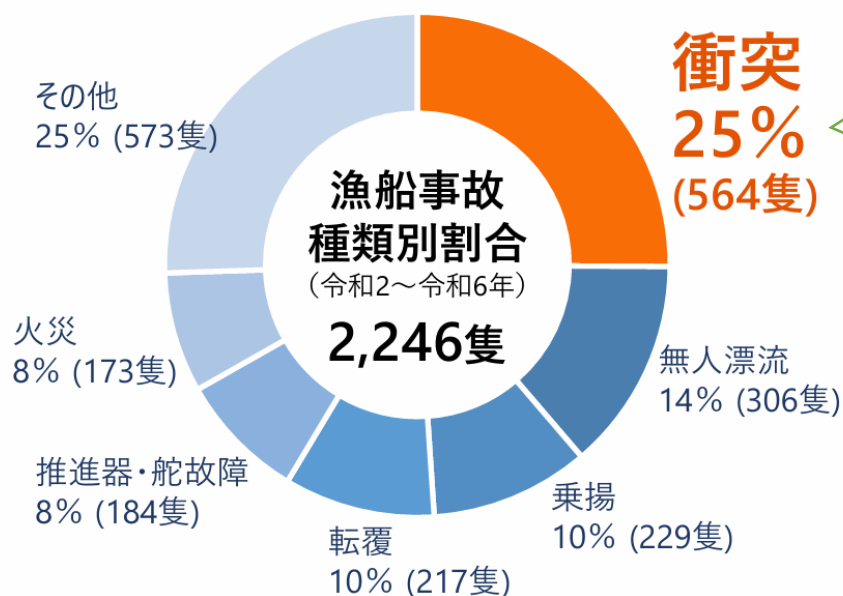
- 近年の死者・行方不明者数は年間70人前後で推移



漁船事故の発生状況

・ 漁船事故の理由で最も多いのは「衝突」

過去 5 年間の漁船事故の種類



資料：水産庁「安全啓発リーフレット」から抜粋

衝突

無人漂流

乗揚

転覆

・
・
・

の順に多い

漁船事故の発生状況

オモテ面

水産庁で「安全啓発リーフレット」を作成

ウラ面

小型漁船で操業する漁業者のみなさまへ 衝突事故防止のための 4つのポイント

機器等に集中しない



各種機器等を見続けるのは危険！

作業中も見張り



1人でも2人でも見張りを確実に！

他の船に注意



他の船が避けるだろうは危険！

AIS・スマホアプリの活用

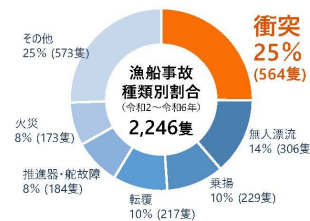


AISやスマホアプリで相手船の認識が容易に！

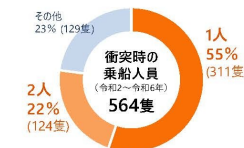
⚠ 漁船の衝突事故が多発しています

衝突事故に注意

他船との衝突事故が最多



衝突時の乗船人員 2人乗り以下が8割



衝突の原因 見張り不十分が8割



データ出典：漁上保安庁

水産庁 海上保安庁

水産庁 〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL: 03-3592-0731
海上保安庁 〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3
TEL: 03-3591-6361

AISに関する支援制度について

・ AISの設置漁船に漁船保険料の助成

AIS設置漁船には漁船保険料を最大20万円助成

日本漁船保険組合では、AIS設置漁船に対し漁船保険料の一部を最大20万円助成します。

なお、リース漁船（浜の担い手漁船リース緊急事業、漁船漁業構造改革緊急事業、水産業成長産業化沿岸地域創出事業）の助成額は最大10万円となります。

- ・ 保険料助成額：国庫負担を除いた純保険料に対し10%（5トン未満船は20%）
- ・ 対象漁船：AIS又は簡易型AISを設置した漁船

ただし、①船舶設備規程により設置が義務付けられている漁船
②もうかる漁業創設支援事業及びがんばる漁業復興支援事業の対象漁船
は助成対象外です。

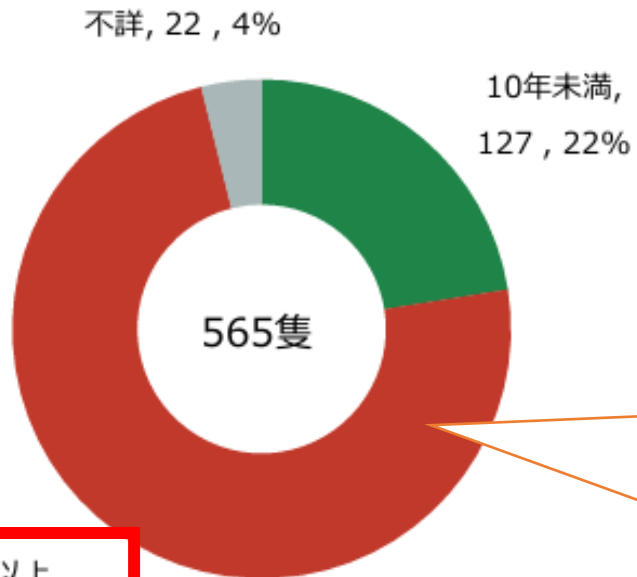
なお、対象漁船ごとに漁船保険の助成を申請できる契約数は5契約までです。

※ご利用に当たっては、各都道府県の日本漁船保険組合支所にお問い合わせください。

お問い合わせ先：水産庁漁業保険管理官 03-6744-2357

衝突事故防止のため

漁船の衝突事故における操船者の
経験割合（過去5年間）



10年以上,
416 , 74%

10年以上の操船歴を
もつ者による事故が
多い
(約7割以上)

資料：海上保安庁「海難の現況と対策」より抜粋

衝突事故防止のため

「漁業の安全月間ポスター」

10年未満,
127, 22%

ベテランも新人も、慣れた作業に油断せず安全教育を徹底しましょう！

416, 74%

資料：海上保安庁「海難の現況と対策」より抜粋

10月は「漁業の安全月間」



「事故は突然、そなえは事前。」

安全教育



ベテランも新人も、慣れた作業に油断せず安全教育を徹底しましょう。
まずは、動画視聴から



仕事中のケガ等への

補償の備え



雇用主は
労災保険などへ加入し経営を守るとともに安心して働ける環境を作りましょう。



健康対策



従業員の健康対策を推進しましょう。
まずは、健康づくり宣言から

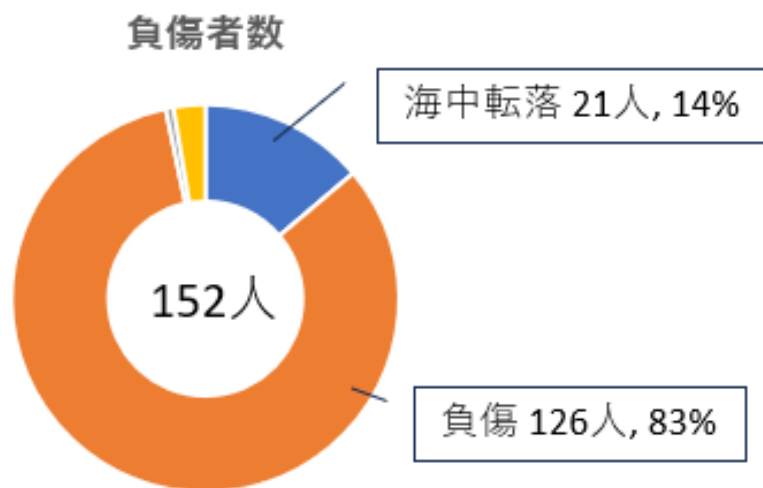


【啓事団体】(一社)大日本水産会
【協賛】全国漁業協同組合連合会、全国民漁水産産業協同組合連合会、日本漁船保険組合、(公財)漁船海難調査委員会、(一財)中央漁業協同安全協会、(一社)全国漁業救済協会、NPO法人水産界・漁村活性化推進機構、(一社)全国漁業就業支援育成センター、船員災害防止協会、全国健康保険協会
【後援】水産庁、国土交通省、海上保安庁、運輸安全委員会、海難審判所

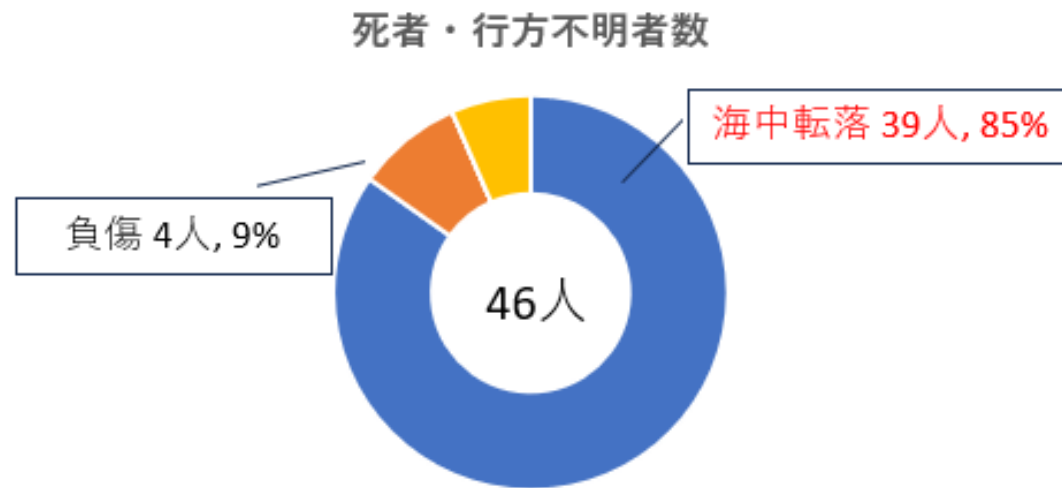
人身事故の発生状況

- ・ 人身事故の死者・行方不明者の原因として最も多いのは“海中転落”

漁業者の人身事故の内訳（令和7年）



■ 海中転落（事故者数） ■ 負傷 ■ 中毒 ■ その他

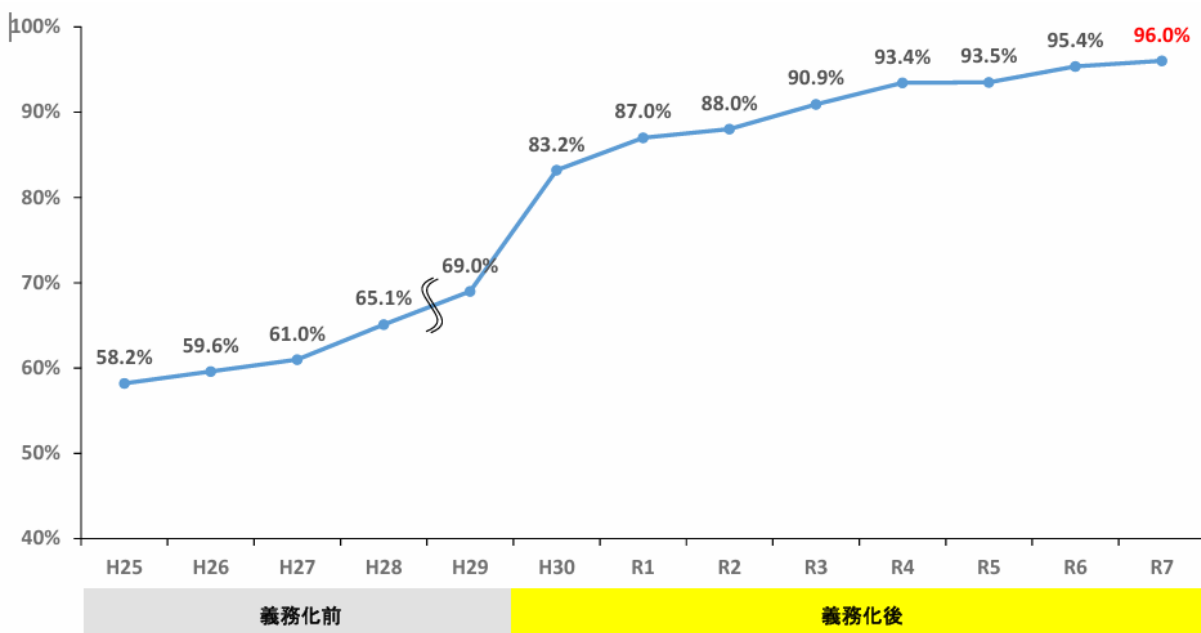


■ 海中転落 ■ 負傷 ■ 中毒 ■ その他

資料：海上保安庁「海難の現況と対策」を基に水産庁で作成

ライフジャケットの着用について

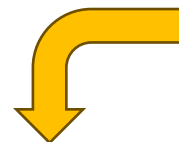
漁業者の出漁時におけるライフジャケットの着用率の推移



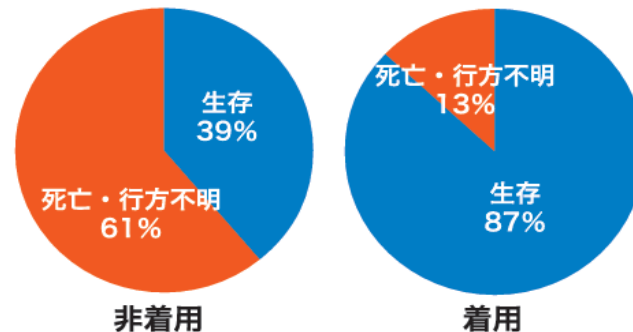
- 沿海39都道府県及び滋賀県の出漁時におけるライフジャケットの着用者の割合。
- 平成28年以前は、調査方法が異なるため、それ以降とは連続しない。

水産庁ホームページ「R7年度ライフジャケット着用状況調査結果」より抜粋

ウラ面



海中転落時の生存率



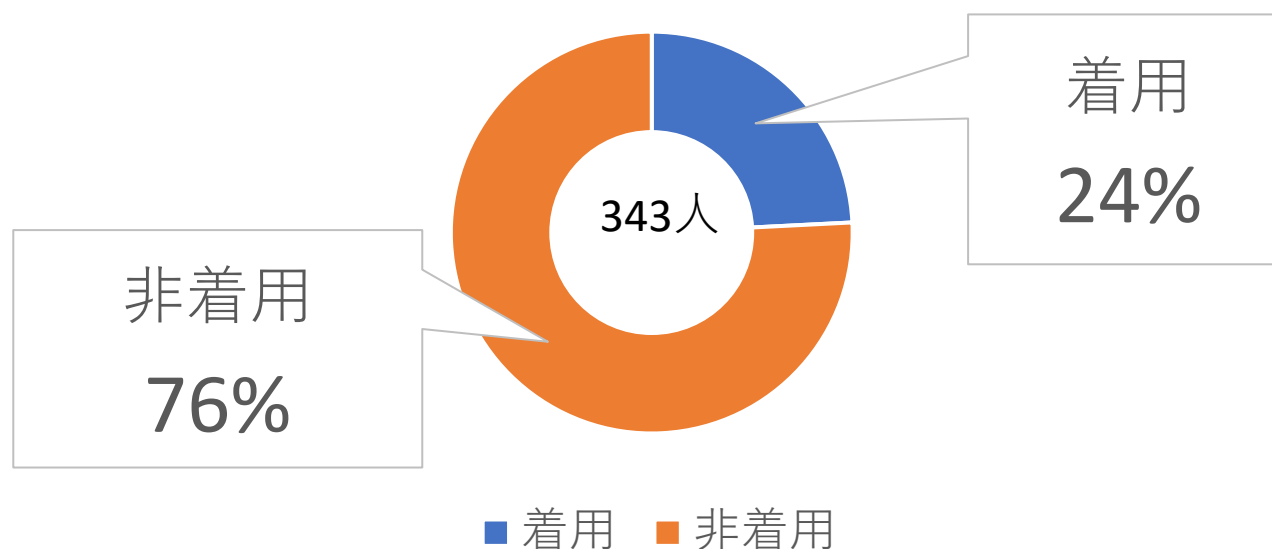
着用者の生存率は2倍以上

「ライフジャケット着用推進リーフレット」より抜粋

ライフジャケットの着用について

- ・ 漁船の海中転落による死者の非着用率は7割を超える

海中転落者の死者におけるライフジャケット着用率(H30～R7)



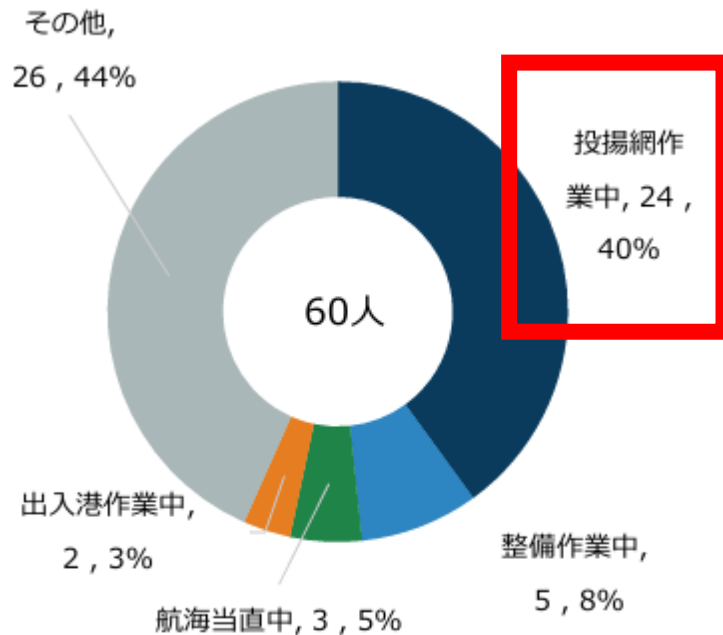
資料：海上保安庁「海難の現況と対策」を基に水産庁で作成

必ずライフジャケット着用を

海中転落時の状況

・海中転落は網を扱う作業での発生が多い

漁船からの海中転落時の状況（令和7年）



【令和7年内訳（単位：人）】

ウ 事故事例

事例1：海中転落～投揚網作業中～

事故者は家族にタコ漁に行く旨伝え、1人で漁に出ました。翌日になっても事故者が帰ってこないことから、捜索が実施された結果、事故者の漁船から海中のタコ壺を繋ぐロープに絡まった状態の事故者が海中で発見され、死亡が確認されました。

事故者はライフジャケットを着用していたものの、ロープが絡まり浮上できませんでした。

事例2：海中転落～投揚網作業中～

事故者は3人乗りの漁船で船びき網漁の漁網を海中に入れる際、漁網に取り付けていた引き込み用のロープが足に絡まり海中転落し、救助後に死亡が確認されました。

事故者は本人のタイミングで網入れを開始した後、漁網に取り付けたロープが絡まるような所に自らの足を踏み入っていたことがわかりました。

資料：海上保安庁「海難の現況と対策」より抜粋



② 労働災害の観点から



漁業の労働災害について

●船員法（国土交通省）：

- ・対象：船長・海員・予備船員（「船員」）。ただし、**一定の小型漁船（政令で定める30トン未満の漁船等）は一部規定が適用除外**（第1条）
- ・船舶所有者は、**休業3日以上**の災害・疾病を報告（第73条、111条）

●労働基準法・労働安全衛生法（厚生労働省）：

- ・船員法第1条に規定する船員には、労働基準法の多くの規定が適用されない（労働基準法第116条）
- ・事業者は、労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときは、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない

休業4日以上（死亡を含む）→遅滞なく報告

休業4日未満（1～3日）→四半期ごとにまとめて報告

（労働安全衛生法第100条、労働安全衛生規則第97条）

漁業の労働災害の情報源

船員災害疾病発生状況報告
(船員法第 111 条)集計書

2024 年度

2025 年 10 月

国土交通省海事局
船 員 政 策 課

『船員災害疾病発生状況報告』
(国土交通省)



厚生労働省
職場の安全を応援する情報発信サイト/
職場のあんぜんサイト

HOME お問合せ サイトマップ 検索

労働災害統計 労働災害事例 各種教材・ツール 化学物質

ホーム > 労働災害統計 > 労働災害統計 (令和6年)

労働災害統計

休業4日以上死傷災害に係る労働者死傷病報告 全件データ

オープンデータ（確定値）(21.0MB)

※上記のボタンをクリックすると、労働基準監督署において受理した、休業4日以上死傷災害に係る労働者死傷病報告の全件データのExcelファイルが表示されます。
ダウンロードがされない場合は、右クリックから「対象をファイルに保存」を選択し、ダウンロードを行ってください。

※集計期間及び集計日は「労働災害統計確定値」と同じです。

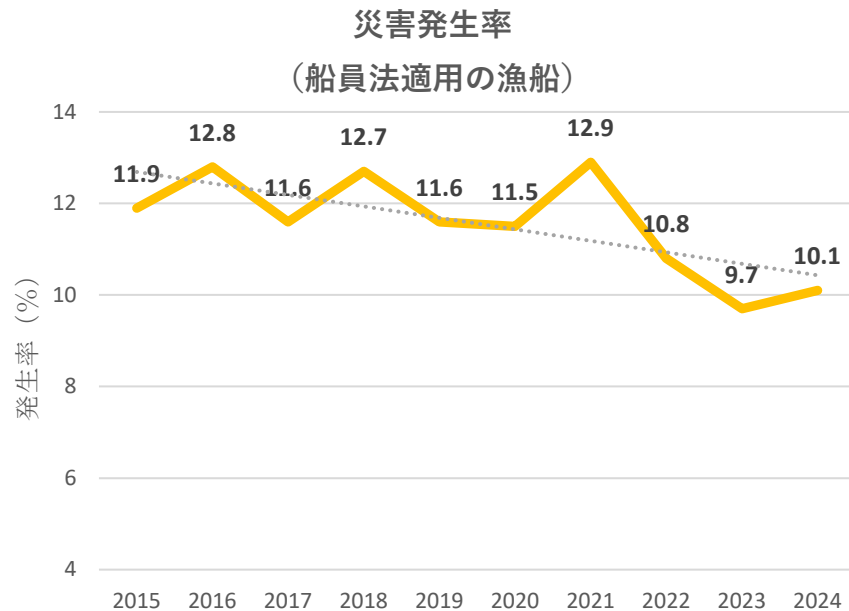
※「労働災害統計確定値」の死亡災害については労働基準監督署が集計日までに把握した件数となっていますが、このオープンデータは事業者からの報告（労働者死傷病報告）に基づいて作成しているため、集計日までに労働基準監督署で受理していないものは反映されていません。
そのため、以下のような場合等があることから、「労働災害統計確定値」とこのオープンデータの死亡災害件数は、必ずしも一致しません。

職場のあんぜんサイト 労働災害統計
『休業4日以上死傷者に係る労働者死傷病報告』
(厚生労働省)

海上の事故だけでなく
・ 陸上作業（荷役作業 etc）
・ 養殖業における労働災害なども含まれる

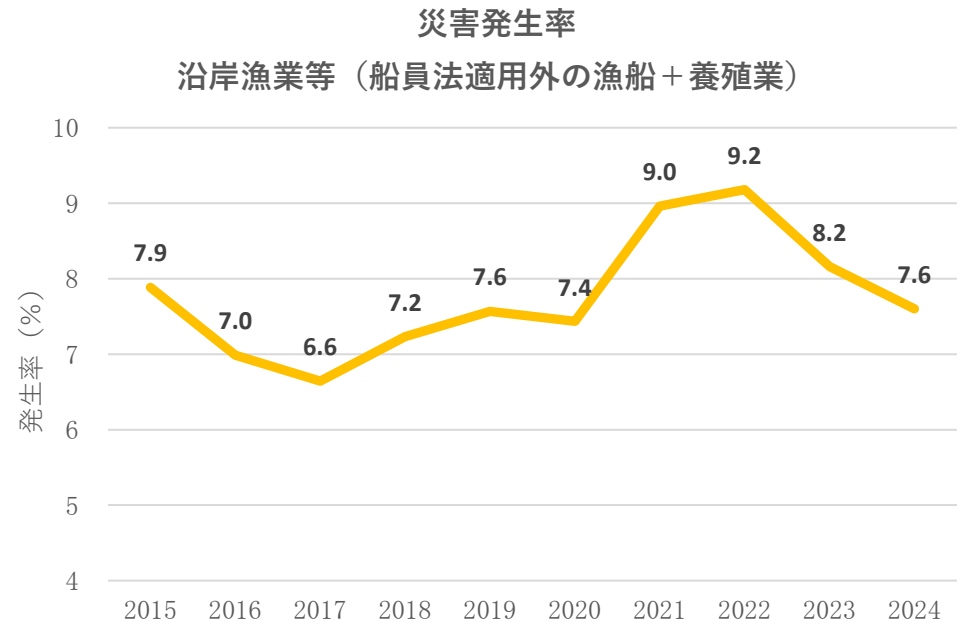
漁業の災害発生率

- ・ 船員法適用の漁船での災害発生率は減少の傾向がみられる
- ・ 沿岸漁業等（船員法適用外の漁船＋養殖業）の災害発生率は横ばいで推移



資料：国土交通省「船員災害疾病発生状況報告（船員法第111条）集計書」に基づき水産庁で作成

※災害発生率は、船員・陸上労働者数に占める職務上休業4日以上死傷者数の割合。



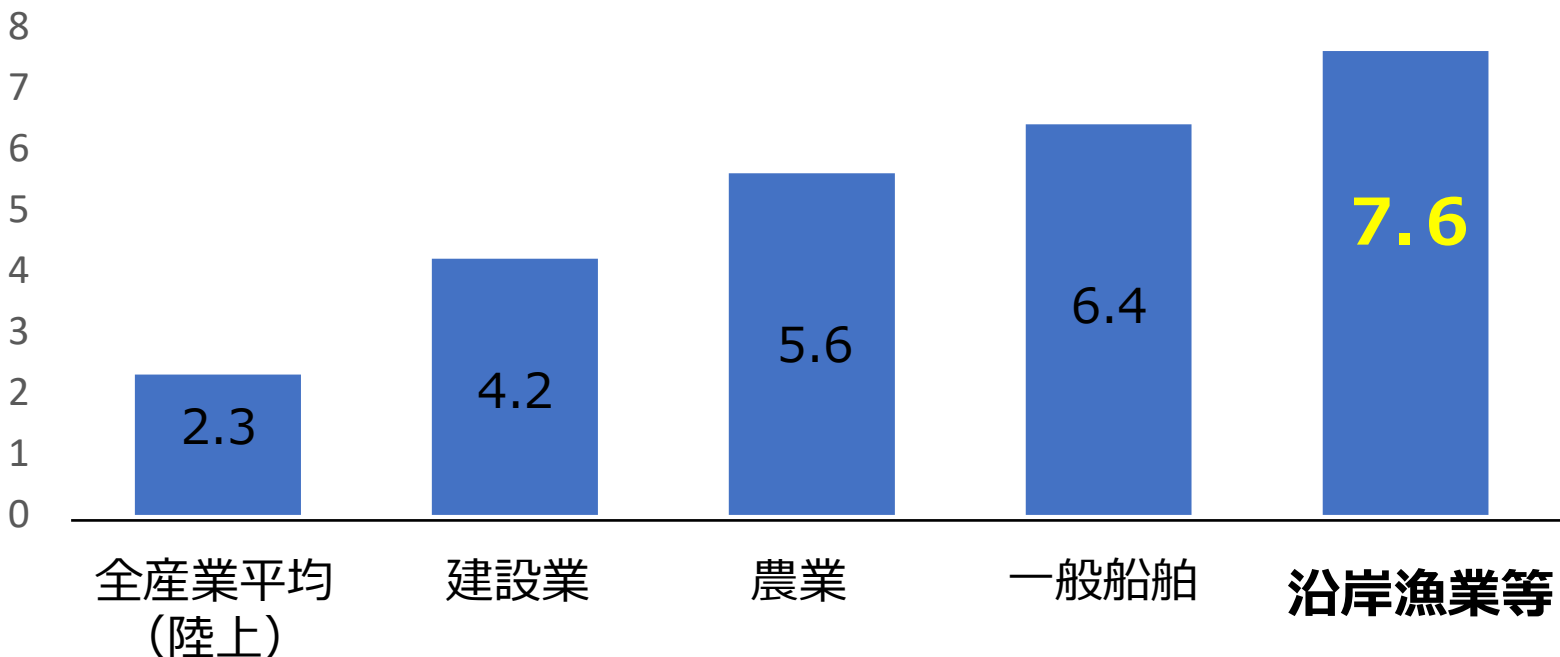
資料：厚生労働省の「職場あんぜんサイト」で公表されている統計値及び総務省の「労働力調査」に基づき水産庁で算出。

※災害発生率は、船員・陸上労働者数に占める職務上休業4日以上死傷者数の割合。

業種ごとの災害発生率(令和6年版)

業種別死傷年千人率（令和6年）

(死傷年千人率)



資料：国土交通省「船員災害疾病発生状況報告（船員法第111条）集計書」、厚生労働省「労働者死傷病報告」、総務省「労働力調査」に基づき算出

注:1) 一般船舶（船員）の災害発生率は「年度」、それ以外は「暦年」

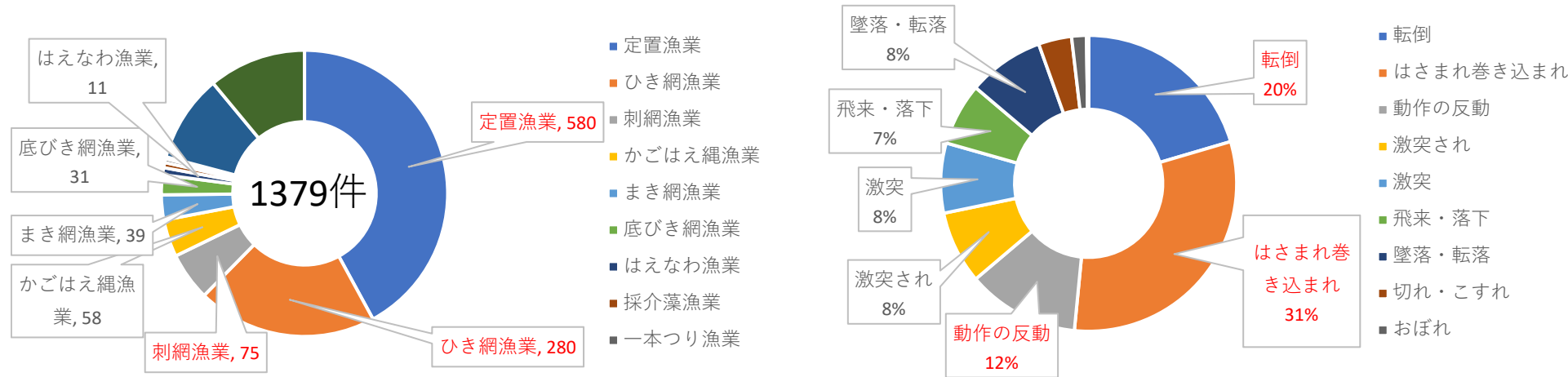
2) 災害発生率は、職務上休業4日以上死傷者の数値

3) 沿岸漁業等は、船員法漁船を除いた漁業・養殖業の労働災害を指す

沿岸漁業等の災害発生率は、他産業と比較して大きい

漁業種類・事故の型別の災害発生件数(船員法適用外の漁船)

・ 転倒、はさまれ・巻き込まれ、動作の反動が半数以上



【漁船漁業】

注：漁業種ごとの経営体数の規模は考慮していない

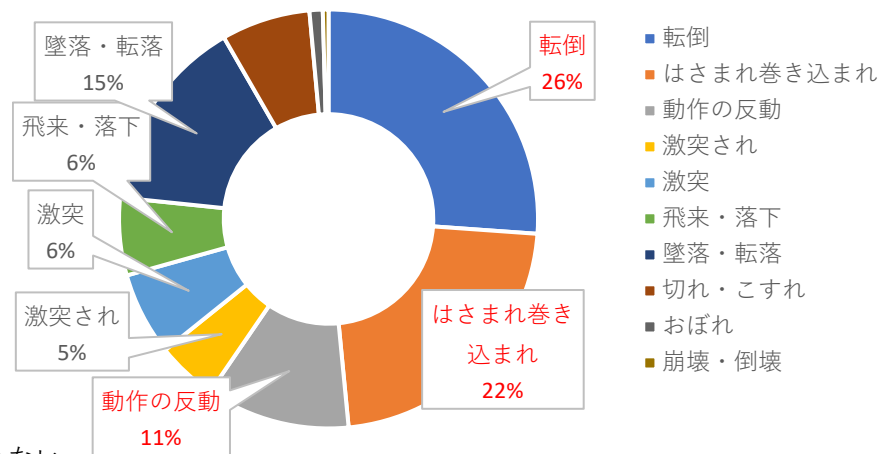
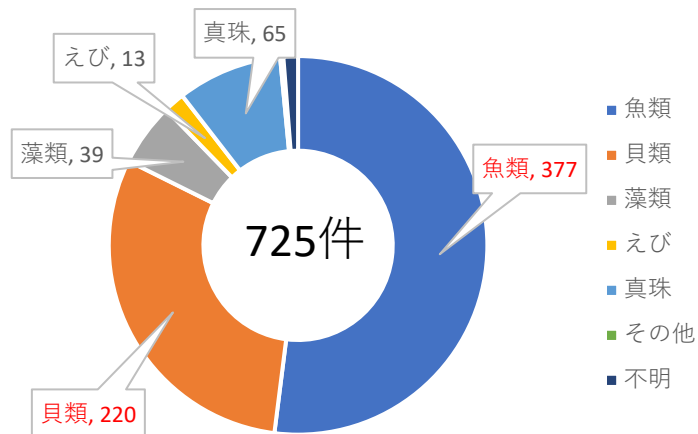
(2019年～2023年の5年間の合計値)

業種	事故の型 職種	転倒	はさまれ 巻き込まれ	動作の反動 無短な動作	激突され	激突	飛来・落下	墜落・転落	切れ・こすれ	おぼれ	崩壊 倒壊	有害物等 との接触	有害物等と の接触	踏み抜き	爆発	交通事故	高温・低温物との接触		その他			合計
												生物	その他				凍傷	火傷	熱中症	潜水病	その他	
漁船漁業	採介藻漁業	3	1	1		1				1										1		8
	定置漁業	96	190	53	64	29	49	37	29	4	1	15	6						7			580
	一本つり漁業	2						3	1													6
	はえなわ漁業	2	3	1				2	2			1										11
	かごはえなわ漁業	9	21	10	2	4	2	3		3	1					3						58
	刺網漁業	20	13	15	4	7	4	3	2	1		4				1	1					75
	まき網漁業	2	14	5	5	1	3	4	2			2	1									39
	敷網漁業	1						1				1										3
	底びき網漁業	5	8	3	4	3	1	5	1			1										31
	ひき網漁業	62	84	40	12	25	11	15	2	6		10	2			7	1		2		1	280
	その他	27	38	16	4	17	9	11	2	3	1	1	1		1	2	1	1	1			136
	不明	36	31	15	8	12	9	24	5	4		3				5						152
合計	265	403	159	103	99	88	108	47	21	3	38	10	0	1	18	3	1	10	1	1	1379	

労働安全衛生法第100条、労働安全衛生規則第97条に基づき労働基準監督署に提出された、労働者死傷病報告を基に水産庁で集計・分析。

漁業種類・事故の型別の災害発生件数(養殖業)

・ 転倒、はさまれ・巻き込まれ、動作の反動が半数以上



【養殖業】

注：漁業種ごとの経営体数の規模は考慮していない

(R元年～R5年の5年間の合計値)

業種	事故の型 職種	転倒	はさまれ 巻き込まれ	動作の反動 無理な動作	激突され	激突	飛来・落下	墜落・転落	切れ・こすれ	おぼれ	崩壊 倒壊	有害物等 との接触 生物	有害物等 との接触 その他	踏み抜き	爆発	交通事故	高温・低温物との接触		その他			合計
																	凍傷	火傷	熱中症	潜水病	その他	
養殖業	魚類	90	62	48	12	22	18	70	30	5	1	2	5	2		2			6	1	1	377
	貝類	42	71	16	18	15	18	18	6	2	1	2	2	2		6			1			220
	藻類	11	9	3		2	1	4	4		1	1	1			1		1				39
	えび	3	1		1		1	4	2										1			13
	真珠	30	5	9	1	5	3	6	4			1								1		65
	その他	1										1										2
	不明	2	5					1	1													9
合計		179	153	76	32	44	41	103	47	7	3	7	8	4	0	9	0	1	8	2	1	725

注：労働安全衛生法第100条、労働安全衛生規則第97条に基づき労働基準監督署に提出された、労働者死傷病報告を基に水産庁で集計・分析。

巻き込まれに注意

漁ろう装置や、
漁具・漁網に巻き込まれ
たり、はさまれたりして
体の一部や全部を
つぶされたり、ねじられた
りする災害です。



実際の事例

- ①まき網漁船の揚網作業中、**カッパがコーンローラーに巻き込まれ腕を骨折**。(休業5か月)
- ②定置網の作業中、ドラムとロープの間に右手の指先が巻き込まれ指を骨折、**慌てて逆回転させた際に左手も巻き込まれ**、負傷。(休業3か月)
- ③網をウィンチで引き上げる際に、動いているロープを掴み**機械を停止せずねじれを直そう**としたところ、ロープが通る滑車の間に指を**挟まれ、骨折**。(休業2か月)

※労働者死傷病報告を基に水産庁で一部改変

転倒に注意

甲板上などで、
つまずいたり、滑ったりして
転ぶことで床や構造物に
激突して負傷する災害で
す。
場合によっては死亡に至っ
た例もあります。



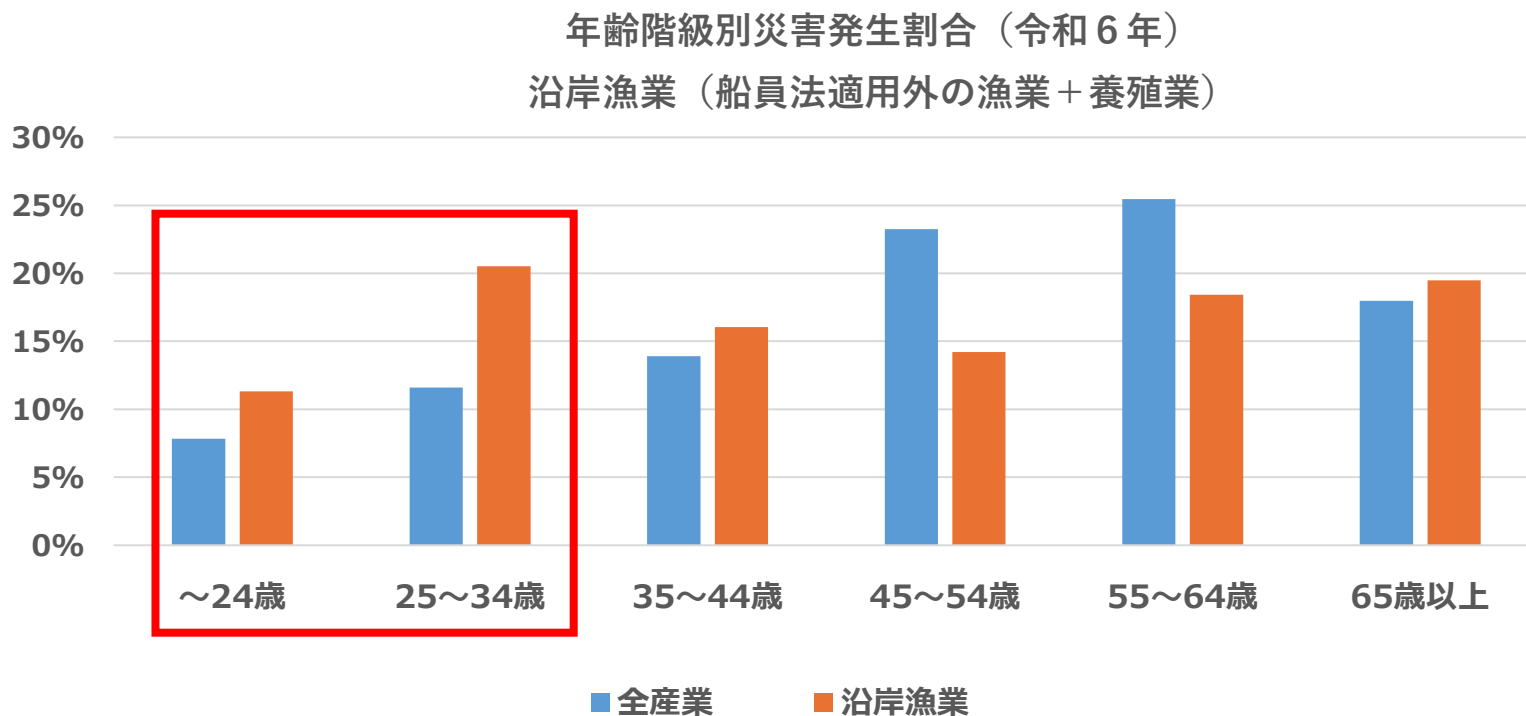
実際の事例

- ①ほたて桁網漁操業中、
足元にあったホタテ貝を誤って踏み転倒、
肋骨を骨折。(休業1か月)
- ②網入れ作業中、ロープを引き上げている際に、
手を滑らせ体勢を崩して転倒、ももを骨折。
(休業3か月)
- ③陸上養殖場で清掃・餌やりの作業中、
ホースにつまずき、前のめりに転倒、
ひざを骨折。(休業1か月)

※労働者死傷病報告を基に水産庁で一部改変

業種ごとの労働災害発生率(令和6年版)

- ・他産業と比較して、若年層（～34歳）での災害発生割合が大きい
⇒経験の浅い乗組員への安全教育の徹底が重要



資料：厚生労働省の「職場あんぜんサイト」で公表されている統計値及び総務省の「労働力調査」に基づき水産庁で算出。

※災害発生率は、船員・陸上労働者数に占める職務上休業4日以上の死傷者数の割合。

いくらかの経済的損出？

従業員が
死亡してしまった場合

労働基準法上の
遺族補償

約1,000万円

日給1万円の場合の試算

※国の労災保険に加入して
いる場合は免責

1か月休漁した場合
会社として収入減

約70万円

令和6年漁業経営統計調査の漁労収入平均
から試算

民事訴訟
(慰謝料等)

1億円以上の場合も

工事現場において
墜落死亡事故の損害賠償請求が認められた事例
(令和6年9月12日東京地方裁判所判決)

漁業の事故の多さを再認識する

- ・ 2024年の船員法適用の漁船の災害報告数 215件
それ以外の漁業（養殖業含み）の災害報告数 380件
- ・ 2025年度の海難による死傷者数等は254件
（死亡・行方不明者数は70名ほど）

※労災件数と海難事故の件数には一部重複が含まれる

安全対策をしっかりと行っていく必要



③ 水産庁の取組



漁業カイゼン講習会の実施

安全操業や航行について知識を有する安全推進員を養成

講習会の特徴

- ①無料で講師派遣
- ②専門家が講師
- ③短時間(1時間～)
- ④船内点検も

これまで漁協・組合・企業・自治体などで実施

紹介リーフレットはこちら



安全対策の事例紹介・ 自船の安全対策をチェック



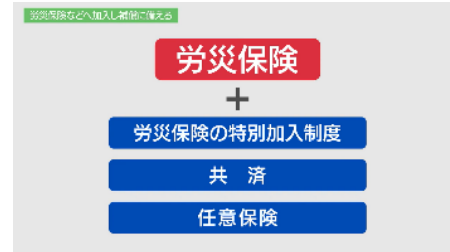
「事故に気をつける」だけでなく
効果的に労働災害を防ぐために
労働環境をカイゼンするための講習会

全国漁業就業者確保育成センター実施（水産庁補助事業）

水産庁等の研修資料で学ぶ

水産庁では、安全対策普及のための映像を作成しています。

作業安全規範普及映像



漁業分野作業安全学習教材



02 事業者の安全対策 ～安全意識を高める～

2. 危険箇所を改善する

△ こんな行動、していませんか？

- ・ 深りや浅い場所や、騒音がある場所、ぶつかりやすい場所などがあるが、「わかっているから大丈夫」と気の毒にしている



◎ このようにすることで、事故を減らすことができます。

- ・ 深りや浅い場所、騒音がある場所、ぶつかりやすい場所などがあるが、「わかっているから大丈夫」と気の毒にしている



最後に：安全について考える機会を設けましょう

日々のチェック



- ✓ スズは船内にあるか？
- ✓ 作業は安全にしているか？

※ 1 回のチェック



- ✓ ヒヤリ・ハットはなかったか？
- ✓ 船や網を外部点検に出したか？
- ✓ 危険な場所など直すところはないか？

事故体感動画（海中転落）

VR事故体感

漁業における事故事例
海中への転落

水産庁



事故体感動画（巻き込まれ）

VR事故体感

漁業における事故事例
ローラ巻き込まれ

水産庁



水産庁・厚労省の研修資料で学ぶ

漁業では、多くの外国人材が従事していることも踏まえ、一部外国語での研修資料も用意しています。

漁業分野作業安全学習教材 (インドネシア語版)

Mengenakan Pakaian & Perlengkapan Keselamatan dengan Saksama

Apakah Anda berperilaku seperti ini?

- Kadang-kadang suka melepas jaket pelampung jika sudah dekat pelabuhan karena merepotkan
- Sepatu bot mulai aus, tetapi tetap dipakai sambil berpikir untuk menggantinya suatu saat
- Tidak mengenakan helm yang merepotkan pada saat melakukan pekerjaan derek.

Celakaan dapat dicegah dengan melakukan hal-hal ini.

- Mengenakan jaket pelampung dengan saksama di perairan
- Mengenakan model jaket pelampung yang sesuai dengan pekerjaan
- Mengenakan perlengkapan keselamatan yang dirawat dengan benar
- Mengenakan helm untuk melindungi bagian kepala



- Dapat menahan dingin
- Ringkas sehingga tidak mengganggu pekerjaan
- Mudah bergerak karena lentur
- Tidak mudah tersangkut
- Dapat menahan dingin



Kenakan helm pada pekerjaan derek & jika ada kemungkinan benda jatuh dari atas

9

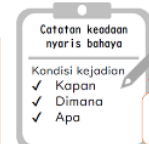
3. Pastikan untuk meninjau kembali kejadian nyaris bahaya

Apakah Anda berperilaku seperti ini?

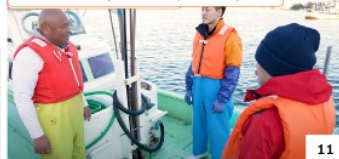
- Walaupun pernah mengalami keadaan yang nyaris bahaya, tetapi dibiarkan karena merasa kecelakaannya adalah kebetulan.
- Pernah tidak mengatakan kepada orang lain karena malu

Celakaan dapat dicegah dengan melakukan hal-hal ini.

- Walaupun tidak terjadi kecelakaan, ceritakan kepada orang yang bekerja di bidang yang sama atau pekerja lain dan catat dalam catatan sederhana.
- Laporkan keadaan nyaris bahaya kepada awak kapal dan membuat wadah untuk mempertimbangkan langkah penanganannya bersama-sama agar tidak terjadi kecelakaan



Ber cerita tentang keadaan nyaris bahaya



11

※テキストのみ

漁業（漁船、養殖業）に従事する外国人労働者向け教材 (インドネシア語・ベトナム語・フィリピン語版等)



※動画



※テキストのみ

水産庁等の研修資料で学ぶ

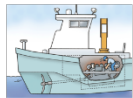
水産庁では、近年、気温が上昇していることも踏まえ、令和7年、職場における熱中症防止のためのガイドラインのポイント（漁業者向け）を作成しました。

職場における熱中症防止のためのガイドラインのポイント（漁業者向け）

1. 熱中症リスクの評価

01 熱中症リスクが高い作業の特定

熱中症を気を付けるべき作業を特定しましょう。高温多湿な環境下での作業や連続作業は熱中症のリスクが高くなります。



例) 船室内の作業
炎天下での作業
など

詳しくはガイドライン p2

02 熱中症リスクの把握・評価

公表されているWBGT値※を確認、実際の作業環境で気温・湿度等を計測し、その日の作業の強度を検討しましょう。作業服により熱中症リスク(WBGT値)の補正が必要です。



全国の暑さ指数



例) フード付きのカッパは、WBGT値に+11加算と想定

※WBGT値とは、熱中症リスクを判断するため、気温・湿度・輻射熱(日差し・照り返し)の要素を組み合わせて計算された指標です。

詳しくはガイドライン p2,3

2. 熱中症リスクに応じた措置

01 作業計画や報告体制の整備

気温やWBGT値を踏まえ、休憩・給水のタイミングを事前に計画しましょう。あらかじめ、病院などの連絡先を確認し、以下のQRコードを参考に熱中症対応フローを作成しましょう。



詳しくはガイドライン p4~6

02 作業環境の整備

日よけの設置などで作業場所のWBGT値を下げましょう。涼しい休憩場所を整備しましょう。十分な飲料や冷却グッズ等を備えましょう。



詳しくはガイドライン p6~7

03 作業中の熱中症対策

高いWBGT値の時に作業をする場合は、作業を短時間に区切り、休憩を増やし、早帰りを検討しましょう。通気性の良い服装を心掛け、作業に応じたライフジャケットの着用を検討しましょう。



詳しくはガイドライン p7~11

04 作業前後の健康管理

睡眠不足などの体調不良は熱中症の発症リスクを高めるため、作業前後には自身と従業員の体調を確認しましょう。



仕事前日の飲酒は控えめに。特に高齢者や持病のある方は、熱中症を発症しやすいので、配慮が必要です。

詳しくはガイドライン p11~13

05 熱中症知識の学習・教育

厚労省のポータルサイト等で、熱中症対策について、正しい知識を学ぶとともに、従業員に**対し対策を呼びかけ**ましょう。



詳しくはガイドライン p13~15

06 発症時の応急処置

異常を感じたら**すぐ作業を中断し**、涼しい場所で衣服を緩めて**身体を冷や**します。



意識がもうろうとしている場合などは直ちに119(洋上救急要請は118)に連絡を。

詳しくはガイドライン p15

07 その他

暑くなる前の4月から報告体制の整備や飲料の準備等、**熱中症対策を進め**ましょう。

詳しくはガイドライン p15~17

厚生労働省は、事業者向けに熱中症対策をまとめた「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を策定しました。

この資料は、ガイドラインのポイントを、漁業者向けに取りまとめています。



厚生省ガイドライン